

# 令和元年度第 11 回東区協議会 次第

日時：令和 2 年 2 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 31、32 会議室

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

### (1) 報告事項について

令和 2 年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について 【区振興課】

### (2) 地域課題について

## 4 その他

### (1) 東区の取り組み

### (2) その他

### (3) 3 月の開催予定 令和 2 年 3 月 23 日（月）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

## 5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和2年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和2年度浜松市予算編成における東区役所費に関しては、9月開催の区協議会にて諮問を行い、10月開催の区協議会において答申を得た。</p> <p>この度、令和2年2月議会において当初予算案が議決された。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>令和2年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について報告するもの。</p> <p>詳細は別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	区振興課	担当者	吉垣 幸和	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 令和2年度 東区役所費 予算の概要

東区役所

(単位：千円)

費用項目	R2年度当初 予算額A	H31年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
東区役所費	197,434	201,755	△ 4,321	
人件費（附属機関の委員等）	2,031	2,101	△ 70	区協議会委員報酬
人件費（嘱託）	10	10	0	協働センター施設利用認可業務報酬
区管理運営事業	49,939	49,469	470	庁舎、公用車の維持管理経費ほか
協働センター管理運営事業	48,911	54,519	△ 5,608	天竜協働センターほか4館の維持管理経費
区協議会運営事業	334	334	0	区協議会に係る事務経費
地域力向上事業	7,969	9,582	△ 1,613	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民提案による住みよい地域づくり助成事業</li> <li>・ 区民活動・文化振興事業</li> <li>・ 区課題解決事業</li> </ul>
行政連絡文書配布事業	49,453	48,999	454	行政文書の配布に係る経費
自治会振興事業	33,680	31,663	2,017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会集会所整備助成事業</li> <li>・ 防犯灯設置維持管理助成事業</li> </ul>
俳句の里づくり事業	3,935	3,906	29	十湖賞俳句大会に係る経費
中野町煙火大会支援事業	1,172	1,172	0	中野町煙火大会開催負担金

令和2年度 地域力向上事業 予算の概要

【助成事業】

	R2年度当初 予算額A	H31年度当初 予算額B	増減 (A-B)
市民協働による住みよい地域づくり助成事業(補助金)	2,500	3,700	△ 1,200

【区民活動・文化振興事業】

事業名		R2年度当初 予算額A	H31年度当初 予算額B	増減 (A-B)
1	『東区・家康公ゆかりの里』推進事業	646	611	35
2	アグレミーナ浜松とのふれあい交流事業	275	175	100
3	東区大型商業施設との連携事業 おじいちゃん、おばあちゃんのための作品展	205	213	△ 8
4	東区地域福祉講演会	430	430	0
5	【新規】東区出身！金原明善の軌跡を巡るツアー	231	0	231
6	【新規】東区大型商業施設との連携事業 いろいろな介護ロボットを体感しよう！	585	0	585
計		2,372	1,429	943

【区課題解決事業】

事業名		R2年度当初 予算額A	H31年度当初 予算額B	増減 (A-B)
1	～交通事故ワースト1脱出作戦～ 東区 交通安全声かけ運動	788	788	0
2	スタントマンの実演による交通安全自転車教室	940	940	0
3	健康力アップ in 東区	204	200	4
4	第2種協働センターを核とした地域課題解決事業	500	500	0
5	【臨時】公用車を活用した東区交通事故ワースト1 脱出作戦	178	0	178
6	【臨時】そうだ！備蓄について考え直そう！！（家 庭でできる身近な防災）	353	0	353
7	【臨時】乳幼児健診受診率向上事業	134	0	134
-	【終了】東区セーフティ・ガード作戦啓発DVD製 作事業	0	1,650	△ 1,650
-	【終了】交通事故被害者遺族からのメッセージ事業	0	375	△ 375
計		3,097	4,453	△ 1,356

合計	7,969	9,582	△ 1,613
----	-------	-------	---------

## 令和2年度 東区主要事業の概要

東区役所

計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
<b>分野別計画 1 産業経済</b>			
①世界の一步先を行く産業・サービスの創造（産業部）			
総合産業展示館改修事業 (130,581千円)	老朽化した総合産業展示館の改修を行い、各種見本市等の会場として安心・安全な施設利用を図る 本館は大規模改修に向けた設計委託を行い、北館は施設の継続に必要な改修工事を実施  ・本館大規模改修・UD化工事設計 ・北館エレベーター改修工事 ・北館非常用発電機改修工事 など  ※令和3年度 北館階段塗装改修 令和3～4年度 本館大規模改修 本館は令和3～4年度は休館予定	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）1頁
<b>分野別計画 2 子育て・教育</b>			
②市民協働による未来創造へのひとつづくり（学校教育部）			
放課後児童会運営支援事業 (1,052,460千円)	「負担金方式」と「委託方式」が混在する放課後児童会の運営方式について、市が実施主体となる「委託方式」へ統一するために令和元年度から運営委託化モデル事業を実施  ○全市149か所・定員6,902人 （東区）24か所・定員1,128人 ※与進小学校3か所、和田小学校2か所は負担金方式から委託方式（モデル）へ変更	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）2頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
<b>分野別計画2 子育て・教育</b>			
②市民協働による未来創造へのひとつづくり（学校教育部）			
放課後児童会施設整備事業 (387,783千円)	<p>児童の安全確保の観点から、放課後児童会の開設場所は学校施設の活用を基本とするが、早期の待機児童解消のため、必要に応じて近隣施設の活用及び敷地内の専用施設の整備を行う</p> <p>○泉小学校放課後児童会ほか4か所（東区）与進小学校放課後児童会（供用開始：令和3年4月）</p>	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）3頁
小中学校空調設備整備及び管理運営事業 (44,600千円)	<p>PFI方式により小学校53校、中学校27校の普通教室へ空調設備を整備 設置は令和2年度まで、以後令和14年度まで維持管理</p> <p>○東区内各小中学校へ設置 ※防音対策がされている小中学校（大瀬小、与進小、有玉小、丸塚中、中郡中）を除く</p>	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）4頁
<b>分野別計画3 安全・安心・快適</b>			
①みんなの力で自然災害から生き残る（危機管理監）			
災害情報伝達手段整備事業 (1,243,335千円)	<p>市全域の居住地域をエリアとして、携帯電話、スマートフォン等、各個人・世帯に災害情報が配信されるプッシュ型システムの構築 津波被害が想定される沿岸地域等、災害特性や地域特性を勘案し、屋外スピーカーを設置 携帯電話を持たない避難行動要支援者及び避難所に同報無線戸別受信端末を貸与</p> <p>○屋外スピーカー462本、戸別受信端末3,300台（予定） （東区）避難所、河川氾濫対策として天竜川、馬込川等の河川沿いに屋外スピーカー設置、各避難所に戸別受信端末設置</p>	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）5頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
分野別計画 3 安全・安心・快適			
③市民が集う活力ある都市づくり（都市整備部）			
交通事故ワースト1脱出事業 (1,344,500千円)	<p>重大事故に繋がる危険性の高い交差点における交通事故未然防止策や区画線の修繕及び緊急性の高い通学路の安全対策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交差点リフレッシュ事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法定外表示（止まれの設置）</li> <li>・交差点前後及び単路部の区画線更新</li> </ul> </li> <li>2. 交差点等事故削減対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮竹北交差点（宮竹町）</li> <li>・篠ヶ瀬交差点西（和田町）</li> <li>・東消防署有玉出張所東交差点（有玉南町）</li> <li>・天竜川駅入口交差点南（天龍川町）</li> <li>・長鶴交差点西（長鶴町）</li> </ul> </li> <li>3. 幹線道路における事故危険個所対策</li> <li>4. 生活道路等における安全対策、ゾーン30対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中野町地区（ゾーン30対策）</li> </ul> </li> <li>5. 通学路安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（県）中野子安線、（市）積志初生線 ※計画検討</li> </ul> </li> <li>6. 自転車走行空間等整備事業</li> </ol>	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）6頁
総合雨水対策計画 (645,250千円)	<p>河川や下水道事業等が連携し、ハード・ソフト一体となった都市部の総合的な雨水対策を推進するため、今後10年間で重点的に対策を行っていく12エリアとその対策方針をまとめた「総合雨水対策計画」を令和2年2月に策定</p> <p>○重点対策エリアの浸水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長上地区周辺の内水被害軽減のための市野雨水ポンプ場に接続する排水路の改良（東区内の重点対策エリア）安間川中域エリア、貉川エリア、東芳川エリア</li> </ul>	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）7頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
<b>分野別計画3 安全・安心・快適</b>			
③市民が集う活力ある都市づくり（都市整備部）			
天竜川駅周辺整備事業 (65,600千円)	天竜川駅前線の事業活用調査、北口駅前広場駐輪場の整備及び（市）和田58号線の道路拡幅工事	継続	
<b>分野別計画4 環境・エネルギー</b>			
①環境と共生した持続可能な社会の実現（環境部）			
ごみ減量天下取り大作戦事業 (10,866千円)	自治会と連携し、令和2年度までに一人1日あたりの家庭系ごみ排出量が最も少ない政令指定都市を目指す  1. 雑がみ回収事業 （東区）東区役所、区内全協働センターで回収予定 2. こどもモッタイナイ大作戦事業 3. ごみ減量天下取り大作戦フェスタ事業 4. エコレシピ教室運営事業 5. ごみ減量天下取り宣言ごみ袋作成・配布事業	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）8頁
<b>分野別計画5 健康・福祉</b>			
①人と人とのつながりをつくる社会の実現（健康福祉部）			
障がい者相談支援事業所の再編 (168,890千円)	地域包括支援センターの担当圏域との整合性を図りながら、現在の15か所のうち発達医療総合福祉センターの相談機能であるシグナルを除く14か所を5か所に再編相談員を集約（1事業所4～7人）して配置することで、障がい種別に応じた相談や訪問相談の実施体制を整備  （東区）浜松市東障がい者相談支援センター 東区役所2階：相談員4人を配置	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）9頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。



計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
分野別計画 6 文化・生涯学習			
①感動ある生活、歴史、文化・スポーツによる豊かさの創造（市民部（文化振興担当））			
ブラジルホストタウン交流事業 (734,098千円)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ブラジル選手団の事前合宿受け入れ ・オリンピック 7競技・練習会場 6施設 ・パラリンピック 19競技・練習会場14施設  (東区) 浜松アリーナ	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）10頁
分野別計画 7 地方自治・都市経営			
③人的・制度的運用の推進による都市経営の基盤づくり（総務部等）			
国勢調査事業 (320,672千円)	国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得るため、市内全世帯を対象に国勢調査を実施  ・調査期日 令和2年10月1日 午前0時現在 ・調査対象 市内に常住するすべての者	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）11頁
④将来像を実現する財産運営、財産管理、財源確保の推進（財務部）			
公共建築物長寿命化推進事業 (1,827,554千円)	「浜松市公共建築物長寿命化計画《一般施設》」に基づき、計画的な改修を実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担を軽減・平準化する  ○東区予定箇所 ・中ノ町保育園（大規模改修・耐震補強） ・蒲協働センター（給水ポンプ設備改修） ・与進小学校（屋根改修） ・有玉小学校（体育館外壁改修）	継続	②令和2年度当初予算案の主要事業（抜粋）12頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

令和2年度  
当初予算案の主要事業

令和2年2月

浜 松 市



総合産業展示館改修事業

産業部産業振興課  
電話:457-2095

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	130,581	0	29,000	101,252	329

※関連課 財務部公共建築課 (電話:457-2461)

※産業展示館運営事業 104,062 千円の一部、公共建築物長寿命化推進事業 1,810,131 千円の一部、公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業 51,208 千円の一部の合計

目的	老朽化した総合産業展示館の改修を行い、各種見本市等の会場として安全・安心な施設利用を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合産業展示館は開館から、本館が 48 年、北館が 36 年経過し施設の老朽化が進行しており、雨漏り等が発生している。</li> <li>・これまで小規模な修繕工事を実施してきたが、今後 30~40 年間利用するためには大規模修繕による長寿命化が必要な状況である。</li> </ul>
事業内容	<p>本館は大規模改修に向けた設計委託を行い、北館は施設の継続に必要な改修工事を実施する。</p> <p>1 令和 2 年度事業</p> <p>(1) 本館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修設計 29,811 千円</li> <li>・ユニバーサルデザイン化工事設計 2,518 千円</li> </ul> <p>(2) 北館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター改修工事 55,290 千円</li> <li>・非常用発電機改修工事 21,939 千円 など</li> </ul> <p>2 改修スケジュール</p> <p>令和 3 年度 北館階段塗装改修工事</p> <p>令和 3~4 年度 本館大規模改修工事</p> <p>※本館は令和 3 年度~令和 4 年度に休館を予定。北館は休館しない。</p>

【本館】



【北館】




〈拡充〉放課後児童会運営支援事業

学校教育部教育総務課  
電話:457-2401

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	1,052,460	605,595	0	5,000	441,865

目的	就労等により昼間保護者が家庭にいない子供たちの健全な育成を図るため、放課後や長期休業期間等に適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核家族化や女性の就業率上昇、子供を取り巻く環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は年々増加している。</li> <li>・「負担金方式」と「委託方式」が混在する放課後児童会の運営方式について、市が実施主体となる「委託方式」へ統一するために令和元年度から運営委託化モデル事業を実施している。</li> </ul>
事業内容	<p>1 放課後児童会の運営支援 1,023,582 千円</p> <p>(1) 箇所数・定員 149 箇所・定員 6,902 人 (R1: 141 箇所・定員 6,487 人)</p> <p>(2) 運営方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 負担金方式 86 箇所 (R1: 102 箇所)</li> <li>イ 委託方式 (従来) 38 箇所 (R1: 35 箇所)</li> <li>ウ 委託方式 (モデル) 25 箇所 (R1: 4 箇所)</li> </ul> <p>(拡充) 責任の所在、支援員の処遇、サービスの統一及び拡充などの課題へ対応するため運営委託化モデル事業の実施箇所を拡大</p> <p>2 民間放課後児童クラブの運営支援 5,139 千円</p> <p>待機児童が発生している地域における民設民営の放課後児童クラブへの補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2、3 箇所 120 人 (R1: 1 箇所 40 人)</li> </ul> <p>3 類似放課後児童クラブの運営支援 6,910 千円</p> <p>待機児童が発生している地域における設備・運営基準を満たさない民設民営の放課後児童クラブへの補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2、10 箇所 337 人 (R1: 6 箇所 150 人)</li> </ul> <p>4 放課後の子どもたちの居場所づくり 16,829 千円</p> <p>保護者の就労の有無に関わらず、放課後児童会未開設地域などにおいて、放課後や長期休業期間中の居場所を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助対象 7 箇所 (R1: 6 箇所)</li> <li>・市単独事業 3 箇所 (R1: 3 箇所)</li> </ul>
	<p>【放課後児童会施設】</p> 

〈拡充〉放課後児童会施設整備事業

学校教育部教育総務課  
電話:457-2401

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	387,783	140,470	0	228,000	19,313

目的	仕事と子育ての両立を支援する放課後児童会の待機児童解消及び児童の安全・安心な居場所確保のため、必要な施設整備を行う。																																																									
背景	核家族化や女性の就業率上昇、子供を取り巻く環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は年々増加している。																																																									
事業内容	<p>1 待機児童の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の児童数推計を踏まえ、待機児童の多い小学校から、優先的に定員拡大に取り組む。</li> <li>・児童の安全確保の観点から、開設場所は学校施設の活用を基本とするが、早期の待機児童解消のため、必要に応じて近隣施設の活用及び敷地内の専用施設の整備を行う。</li> </ul> <p>2 既存施設の改修 18,450千円 学校施設及び近隣施設の活用に必要な工事、消耗品及び備品の購入。</p> <p>3 (拡充)施設整備 369,333千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉小学校放課後児童会 定員:80人</li> <li>・佐藤小学校放課後児童会 定員:50人</li> <li>・与進小学校放課後児童会 定員:80人</li> <li>・芳川小学校放課後児童会 定員:80人</li> <li>・北浜小学校放課後児童会 定員:80人</li> </ul> <p>※北浜小児童会は、浜北第3分団庁舎との複合施設 (R2:設計、R3:整備)</p> <p>4 施設整備スケジュール (北浜小を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="12">令和2年</th> <th colspan="6">令和3年</th> </tr> <tr> <th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業内容</td> <td colspan="2">←入札→</td> <td colspan="6">←設計→</td> <td colspan="3">←入札→</td> <td colspan="6">←工事→</td> <td colspan="3">←開設→</td> </tr> </tbody> </table>	年	令和2年												令和3年						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	事業内容	←入札→		←設計→						←入札→			←工事→						←開設→		
年	令和2年												令和3年																																													
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6																																									
事業内容	←入札→		←設計→						←入札→			←工事→						←開設→																																								

【放課後児童会登録児童数等の推移】※各年度5月1日時点

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1
定員	5,432	5,713	6,161	6,299	6,527
登録児童数	5,133	5,445	5,840	6,029	6,254
待機児童数	311	377	392	355	471

小中学校空調設備整備及び管理運営事業

学校教育部教育施設課  
電話: 457-2403

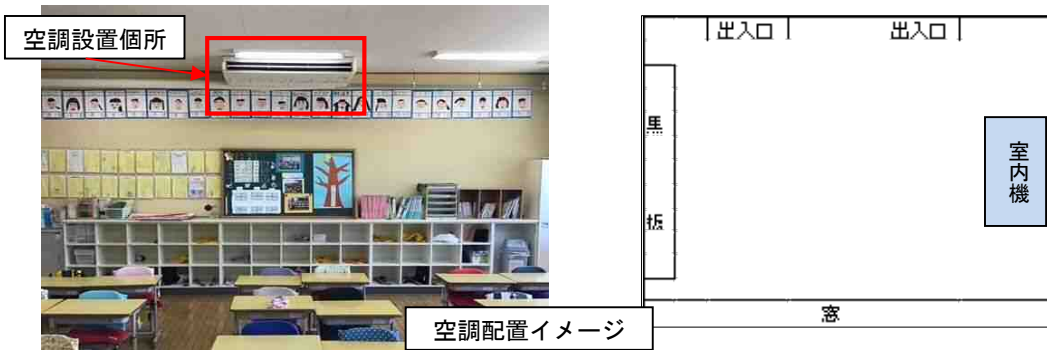
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	44,600	0	0	0	44,600

※小学校管理事業 学校管理委託事業の 260,615 千円の一部、小学校施設整備事業 599,830 千円の一部、中学校管理事業 学校管理委託事業 130,806 千円の一部、中学校施設整備事業 351,215 千円の一部の合計

※国補正予算対応、繰越明許費 2月補正計上 4,482,500 千円、当初計上 44,600 千円、  
合計 4,527,100 千円

目的	小中学校の普通教室に空調設備を整備し教育環境の改善を図るとともに、設置した空調設備の適正な維持管理を行う。																																								
背景	平成 30 年度から市内小中学校 125 校、1,998 教室のうち 45 校、704 教室については従来方式、80 校、1,294 教室については PFI 方式により空調設備の整備を進めており、令和 2 年度中に完了する見込みである。																																								
事業内容	1 対象校・対象教室																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">全体</th> <th colspan="2">従来方式</th> <th colspan="2">PFI方式</th> </tr> <tr> <th>学校(校)</th> <th>教室(数)</th> <th>学校(校)</th> <th>教室(数)</th> <th>学校(校)</th> <th>教室(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>83</td> <td>1,392</td> <td>30</td> <td>502</td> <td>53</td> <td>890</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>42</td> <td>606</td> <td>15</td> <td>202</td> <td>27</td> <td>404</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>125</td> <td>1,998</td> <td>45</td> <td>704</td> <td>80</td> <td>1,294</td> </tr> </tbody> </table>						区分	全体		従来方式		PFI方式		学校(校)	教室(数)	学校(校)	教室(数)	学校(校)	教室(数)	小学校	83	1,392	30	502	53	890	中学校	42	606	15	202	27	404	合計	125	1,998	45	704	80	1,294	
	区分	全体		従来方式		PFI方式																																			
		学校(校)	教室(数)	学校(校)	教室(数)	学校(校)	教室(数)																																		
	小学校	83	1,392	30	502	53	890																																		
	中学校	42	606	15	202	27	404																																		
	合計	125	1,998	45	704	80	1,294																																		
	2 事業費																																								
	(単位: 千円)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R1.2月補正</th> <th>R2当初</th> <th>計</th> <th>工期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従来方式</td> <td>-</td> <td>6,518</td> <td>6,518</td> <td rowspan="2">令和元年度中に整備</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>-</td> <td>6,518</td> <td>6,518</td> </tr> <tr> <td>PFI方式</td> <td>4,482,500</td> <td>38,082</td> <td>4,520,582</td> <td rowspan="4">令和2年度中に整備 令和14年度まで 維持管理を行う</td> </tr> <tr> <td>整備費</td> <td>4,482,500</td> <td>-</td> <td>4,482,500</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>-</td> <td>29,832</td> <td>29,832</td> </tr> <tr> <td>モニタリング業務</td> <td>-</td> <td>8,250</td> <td>8,250</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,482,500</td> <td>44,600</td> <td>4,527,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	R1.2月補正	R2当初	計	工期	従来方式	-	6,518	6,518	令和元年度中に整備	維持管理費	-	6,518	6,518	PFI方式	4,482,500	38,082	4,520,582	令和2年度中に整備 令和14年度まで 維持管理を行う	整備費	4,482,500	-	4,482,500	維持管理費	-	29,832	29,832	モニタリング業務	-	8,250	8,250	合計	4,482,500	44,600	4,527,100
区分	R1.2月補正	R2当初	計	工期																																					
従来方式	-	6,518	6,518	令和元年度中に整備																																					
維持管理費	-	6,518	6,518																																						
PFI方式	4,482,500	38,082	4,520,582	令和2年度中に整備 令和14年度まで 維持管理を行う																																					
整備費	4,482,500	-	4,482,500																																						
維持管理費	-	29,832	29,832																																						
モニタリング業務	-	8,250	8,250																																						
合計	4,482,500	44,600	4,527,100																																						
※PFI 方式は設置後の維持管理も含めた契約																																									



災害情報伝達手段整備事業

危機管理監危機管理課  
電話:457-2537

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
消防費	安全・安心・ 快適	1,243,335	20,000	1,223,300	0	35

※災害情報伝達手段整備事業 1,243,484 千円の一部

目的	災害時の避難情報等を迅速・確実に市民へ伝達し被害を最小限に抑えるため、携帯電話網及びデジタル同報無線を主な通信方式とした情報伝達手段を整備する。						
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省の周波数帯の改正に伴い、現行のアナログ同報無線が令和4年11月末で使用期限を迎える。</li> <li>平成30年度に事業提案により、主な通信方式及び事業者を決定して整備を進めており、令和3年4月の運用開始を予定している。</li> </ul>						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全域の居住地域をエリアとして、携帯電話、スマートフォン等、各個人・世帯に、災害情報が配信されるプッシュ型システムの構築</li> <li>津波被害が想定される沿岸地域等、災害特性や地域特性を勘案し、屋外スピーカーを設置</li> <li>携帯電話等を持たない避難行動要支援者及び避難所に同報無線戸別受信機を貸与</li> </ul> <p>計画数( )内:整備済数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外スピーカー 462本(124本)</td> <td>防災拠点168本(59本)、津波避難対策として沿岸部59本(34本)、河川氾濫避難対策として河川沿い19本(9本)、土砂災害警戒区域等の山間部216本(22本)</td> </tr> <tr> <td>戸別受信端末 3,300台</td> <td>避難行動要支援者かつ携帯電話等を持たない人3,116台(推計)、避難所184台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	屋外スピーカー 462本(124本)	防災拠点168本(59本)、津波避難対策として沿岸部59本(34本)、河川氾濫避難対策として河川沿い19本(9本)、土砂災害警戒区域等の山間部216本(22本)	戸別受信端末 3,300台	避難行動要支援者かつ携帯電話等を持たない人3,116台(推計)、避難所184台
区分	内容						
屋外スピーカー 462本(124本)	防災拠点168本(59本)、津波避難対策として沿岸部59本(34本)、河川氾濫避難対策として河川沿い19本(9本)、土砂災害警戒区域等の山間部216本(22本)						
戸別受信端末 3,300台	避難行動要支援者かつ携帯電話等を持たない人3,116台(推計)、避難所184台						

災害情報伝達システムの概要

- ▶ デジタル同報無線
  - ・通信エリア:市内全体(携帯電話不感地域を含む)
  - ・伝達手段:屋外スピーカー、戸別受信機
- ▶ 携帯電話網
  - ・通信エリア:携帯電話不感地域を除く市内全域
  - ・伝達手段:携帯電話(スマートフォンなど)
- ▶ 固定電話、緊急速報メール、防災ホットメール、防災アプリ、SNS、テレビ、ラジオ等

中山間地域  
携帯電波が届かない地域は、  
屋外スピーカーと固定電話を活用

河川氾濫・土砂災害の警戒  
携帯電話(スマートフォンなど)、屋外  
スピーカーで避難情報等を伝達

地震・津波の警戒  
津波警報等発令時に、屋外スピーカー  
で、即時に避難情報を伝達

避難行動要支援者対策  
避難行動要支援者の方には、戸別受信機、固定電話、  
FAXで避難情報等を伝達

音声  
文字表示器  
(聴覚障害者が対象)  
固定電話/FAX



(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	1,344,500	433,150	331,900	0	579,450

※交通安全施設等整備・修繕事業 国交付金事業 1,211,530 千円の一部、国県道単独事業 633,295 千円の一部、市道単独事業 1,317,780 千円の一部の合計

目的	交通事故発生件数が多く、かつ重大事故につながる危険性の高い交差点における交通事故未然防止策や、区画線の修繕及び緊急性の高い通学路の安全対策を実施することにより、交通事故ワースト1からの脱出を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の人身交通事故件数は、人口10万人当たりで政令指定都市中10年連続ワースト1であり、平成27年度から令和2年度までの取組として、交通事故ワースト1脱出作戦を実施している。</li> <li>対策実施前の平成26年と比較して、令和元年の人身交通事故件数は2,333件減少(26%減)した。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交差点リフレッシュ事業 100,000千円 道路法定外表示(止まれ)の設置、区画線更新</li> <li>2 交差点等事故削減対策 271,000千円 交差点コンパクト化、中央分離帯開口部の閉鎖</li> <li>3 幹線道路における事故危険箇所対策 178,000千円 交差点改良、注意喚起(追突注意等)及び速度抑制(ドットライン)の路面表示</li> <li>4 生活道路等における安全対策、ゾーン30対策 48,000千円 交差点カラー化、注意喚起の路面表示</li> <li>5 通学路安全対策 677,000千円 歩道の設置、側溝改良、グリーンベルトの設置</li> <li>6 自転車走行空間等整備事業 70,500千円 自転車ピクトグラム、矢羽根型路面表示の設置</li> </ol>



▲道路法定外表示(止まれ)の設置



▲交差点改良、追突注意等の路面表示による注意喚起



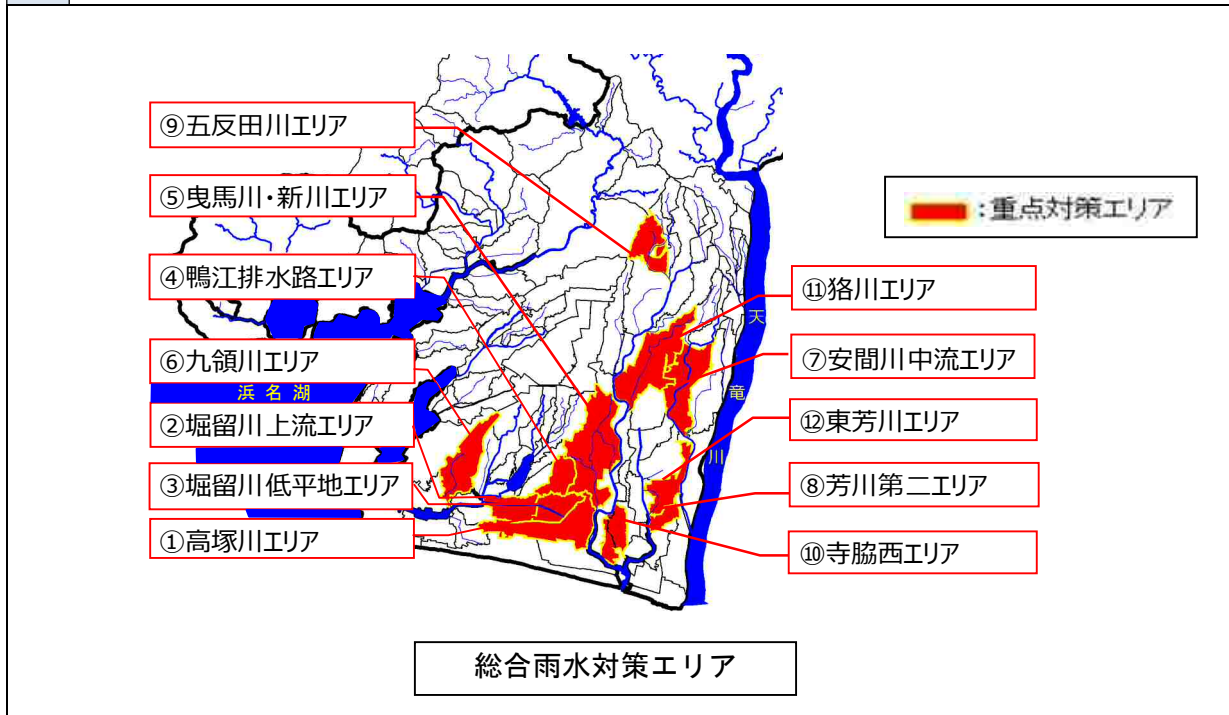
▲生活道路におけるゾーン30対策

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	645,250	0	0	0	645,250

※河川改良事業 単独事業 942,806 千円の一部

目的	近年の降雨の激甚化や宅地化の進行に伴う地盤の保水能力低下などに起因した浸水被害に対し、県と市が連携し、流域全体で効果的、かつ戦略的に対策を推進し、浸水被害の軽減を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>市では河川、下水道雨水きよなどのハード対策や、ハザードマップ作成などのソフト対策を実施しているが、事業ごとに所管課が異なっている。</li> <li>河川や下水道事業等が連携し、ハード・ソフト一体となった都市部の総合的な雨水対策を推進するため、今後 10 年間で重点的に対策を行っていくエリア (12 エリア) とその対策方針をまとめた「総合雨水対策計画」を令和 2 年 2 月に策定した。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>重点対策エリアの浸水対策 395,200 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>河川断面が不足している東芳川の断面拡幅による流下能力の向上</li> <li>長上地区周辺の内水被害軽減のための市野雨水ポンプ場に接続する排水路の改良</li> <li>既設護岸の一部破損がみられる新川のコンクリート護岸への改良</li> <li>県の堀留川改修工事区間にある市管理の樋門の統廃合の検討</li> </ul> </li> <li>一般エリアの浸水対策 250,050 千円                             <ul style="list-style-type: none"> <li>部分的に断面が小さい箇所でのボトルネックの解消や護岸の部分補修</li> <li>準用河川寺島川、普通河川都田 262 号排水路、普通河川四大地排水路など</li> </ul> </li> </ol>



〈拡充〉ごみ減量天下取り大作戦事業

環境部ごみ減量推進課  
電話:453-6192

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	環境・ エネルギー	10,866	3,371	0	0	7,495

※生ごみ減量推進事業 6,161千円の一部、ごみ減量教育推進事業 12,564千円の一部の合計

目的	自治会と連携し、令和2年度までに一人1日当たりの家庭系ごみ排出量が最も少ない政令指定都市を目指す。
背景	平成29年度実績において、本市の一人1日あたりの家庭系ごみ排出量の政令市順位は全20都市中10位の487g/人・日であり、354g/人・日である1位の大阪市とは133gの差がある。
事業内容	<p>1 (新規) 雑がみ回収事業 3,129千円 市民にとって身近な区役所・協働センターに74ヵ所の雑がみ回収拠点を設置し、雑がみのリサイクルを推進する。</p> <p>2 こどもモッタイナイ大作戦事業 4,794千円 小学生が夏休み期間中に食品ロス削減などのごみ減量に実際に取り組み、各世帯の日常生活において「食の大切さ」や「ごみ減量」について学ぶ。</p> <p>3 (新規) ごみ減量天下取り大作戦フェスタ事業 879千円 市民に広くごみ減量・資源化を周知し、地域社会全体の実践的な取組に繋げていくため、科学館と連携し、セミナーやワークショップを実施する。</p> <p>4 エコレシピ教室運営事業 1,074千円 市民から募集したエコレシピを活用して料理教室を開催し、食べ物を無駄なく使い切る料理や知識を学び、家庭における食品ロス削減を図る。</p> <p>5 ごみ減量天下取り宣言ごみ袋作成・配布事業 990千円 ごみ減量天下取り大作戦における「取組宣言」をした世帯に対して、特別仕様のごみ袋を配布し、市民のごみ減量に対する意識を高める。</p>

雑がみの回収例			エコレシピの一例
ティッシュの外箱	ラップ等の芯	お菓子の箱	
			
カレンダー	封筒	紙袋	
			
※ビニールや金属等、紙以外の部分は取り除いてお出しください			
ピーマンのまるごと焼き だしがらのつけ			

障がい者相談支援事業所の再編

健康福祉部障害保健福祉課  
電話:457-2860

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	168,890	76,287	0	0	92,603

※障害者地域生活支援事業 相談支援事業 218,934 千円の一部

目的	障がいのある人の自立した日常生活を支援するため、相談支援事業所を再編し、相談支援体制を強化する。
背景	障がいの重複化や障がいのある人や家族の高齢化などにより、相談内容が多様化・困難化する中、障がい者相談支援事業所には、各障害種別に対応可能な人材の配置や訪問相談を主体とした支援が必要となっている。
事業内容	障がい者相談支援事業所の運営（再編時期 令和2年4月1日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの担当圏域との整合性を図りながら、現在の15か所のうち発達医療総合福祉センターの相談機能であるシグナルを除く14か所を5か所に再編</li> <li>・相談員を集約（1事業所4人～7人）して配置することで、障がい種別に応じた相談や訪問相談の実施体制を整備</li> </ul>

再編後の障がい者相談支援事業所

No.	名称	相談 圏域	受託者	開設場所	相談員
1	浜松市中障がい者 相談支援センター	中区	浜松市中障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (福)聖隷福祉事業団、(福)小羊学園 (特非)遠州精神福祉をすすめる市民の会	和合せいれいの里内 (和合町)	7人
2	浜松市東障がい者 相談支援センター	東区	浜松市東障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (医社)至空会、(福)天竜厚生会	東区役所 2階	4人
3	浜松市西・南障がい者 相談支援センター	西区 南区	浜松市西・南障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (医)好生会、(福)ひかりの園、 (福)復泉会、(福)和光会	西区役所 3階	6人
4	浜松市北障がい者 相談支援センター	北区	浜松市北障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (福)小羊学園、(福)聖隷福祉事業団	北区役所 3階	4人
5	浜松市浜北・天竜障がい 者相談支援センター	浜北区 天竜区	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援 センター共同運営協議会 【構成法人】 (福)天竜厚生会、(福)みどりの樹	浜北保健センター 1階	4人
-	障がい者相談支援事業所 「シグナル」		(福)浜松市社会福祉事業団	浜松市発達医療総合 福祉センター内	4人



# ブラジルホストタウン交流事業

市民部スポーツ振興課  
電話: 457-2421

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・生涯学習	734,098	0	0	0	734,098

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジル選手団の事前合宿を受け入れる中で市民と選手との交流を通じ、異文化のさらなる理解や共生社会の実現などを進展させる。</li> <li>・心のユニバーサルデザインが地域に浸透し、外国人も障がいのある人もだれもが仕事に、スポーツに、学習に打ち込むことができるまちへの変革を目指す。</li> </ul>
背景	令和元年7月にブラジルオリンピック及びパラリンピック両委員会と最終的な事前合宿協定書を締結し、オリンピック7競技・パラリンピック19競技の選手団の受け入れが決定した。
事業内容	<p>1 宿泊関連費 233,955 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック 7 競技、最大 162 人、22 日間、練習会場 6 施設</li> <li>・パラリンピック 19 競技、最大 397 人、14 日間、練習会場 14 施設</li> </ul> <p>2 交通輸送関連費 114,583 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港⇒浜松⇒東京（選手村）の交通費</li> <li>・宿泊施設から練習会場への市内交通費</li> </ul> <p>3 練習環境の整備 285,142 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・練習会場使用料</li> <li>・トレーニング機器等リース</li> <li>・競技用備品購入等</li> </ul> <p>4 その他 100,418 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Torcida BRASIL 管理センター運営委託等</li> </ul> <p>※ホストタウン関連事業のうち対象事業の1/2について国の特別交付税措置となる。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ブラジルパラリンピック委員会との協定締結</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>交流合宿の風景 (上) 柔道・(下) ゴールボール</p> </div> </div>	

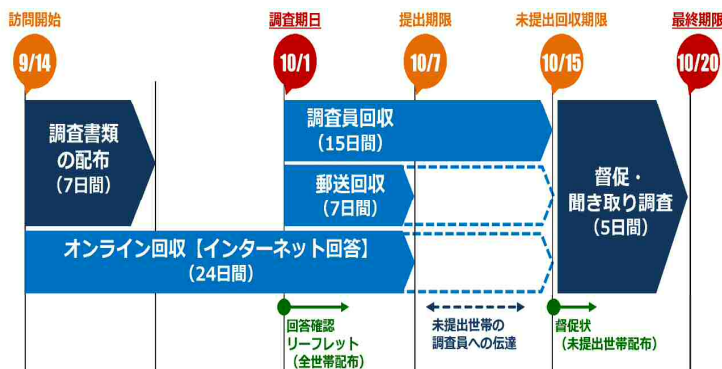
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	320,672	320,672	0	0	0

※(統計費) 附属機関の委員等 251,945 千円の一部、(統計費) 会計年度任用職員 13,033 千円の一部、基幹統計調査事業 国勢調査 61,837 千円の合計

目的	国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得るため、市内全世帯を対象に国勢調査を実施する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項に定める基幹統計調査（法定受託事務）として実施する。</li> <li>・国勢調査は、大正 9 年以降 5 年ごとに実施されており、令和 2 年に実施する調査はその 21 回目にあたり、実施 100 年の節目を迎える。</li> </ul>
事業内容	<p>国勢調査事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査期日 令和 2 年 10 月 1 日午前 0 時現在</li> <li>2 調査の対象             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に常住するすべての者</li> <li>前回平成 27 年結果：対象世帯数 309,227 世帯、人口 797,980 人</li> </ul> </li> <li>3 調査項目             <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員に関する事項：男女の別、出生の年月、就業状態など</li> <li>・世帯に関する事項：世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方など</li> </ul> </li> <li>4 調査の方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員が世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査関係書類一式を配布</li> <li>・調査票はオンライン（インターネット回答）、郵送、調査員により回収</li> </ul> </li> </ol>

国勢調査の実施概要



国勢調査ポスター



(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	地方自治・ 都市経営	1,827,554	6,962	1,233,600	272,700	314,292

※関連課 アセットマネジメント推進課（電話:457-2533）

※国の補正予算対応、繰越明許費 2月補正計上 136,978千円、当初計上 1,827,554千円、  
合計 1,964,532千円

目的	「公共建築物長寿命化計画《一般施設》」に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担を軽減・平準化し、市民に安全で快適な建築物を提供する。
背景	建築後 40 年が経過し、大規模改修が必要となる施設面積は、平成 29 年度の約 25%から令和 6 年度には、約 52%に急増することが見込まれる。
事業内容	<p>1 施設劣化調査 17,423 千円（当初）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベスト含有状況や施設劣化状況を調査</li> <li>・石綿含有調査：57 施設、外壁打診調査：17 施設</li> </ul> <p>2 小規模改修工事 709,819 千円（2月補正 136,978 千円、当初 572,841 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の寿命や機能維持に大きく影響する部位（受変電設備、空調熱源設備、給水ポンプ、屋根、外壁）の改修・更新</li> <li>・（2月補正）屋根：中川小学校ほか 2 施設、外壁：舞阪小学校ほか 5 施設</li> <li>・（当初）設備：春野福祉センターほか 16 施設、屋根：水窪文化会館ほか 26 施設、外壁：天竜 B&amp;G 海洋センター水泳場ほか 22 施設</li> </ul> <p>3 大規模改修工事 1,236,519 千円（当初）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築後 40 年を経過する建築物を対象とした大規模な改修工事</li> <li>・対象施設：12 施設</li> <li>工事：西保育園ほか 5 保育園、西消防署湖東出張所、天竜保健福祉センター</li> <li>設計：計量検査所、緑化推進センター、中央図書館、総合産業展示館</li> </ul> <p>4 その他事務費 771 千円（当初）</p>



小規模改修工事（外壁改修）



大規模改修工事



## 区協議会の開催日程（2月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第9回	2月26日 (水) 13:30~	市役所北館 1階101会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)浜松第9分団庁舎の曳馬水源用地への移転について</li> <li>・(協議)中区協議会委員の選任に係る公共的団体等の選定及び候補者の推薦について</li> <li>・(協議)令和2年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について</li> <li>・(報告)令和2年度中区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第11回	2月27日 (木) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第10回	2月26日 (水) 13:30~	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和2年度西区地域力向上事業(助成事業)の提案について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第10回	2月21日 (金) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和2年度地域力向上事業(助成事業)の提案について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第9回	2月27日 (木) 13:30~	引佐協働センター 2階 会議室1・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年度北区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第11回	2月27日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和2年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について</li> <li>・(報告)令和2年度浜北区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第11回	2月25日 (火) 15:30~ ※時間変更有	二俣協働センター 2F ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(報告)令和2年度天竜区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について</li> <li>・地域課題について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田  
TEL 457-2094



## 第6回交通安全委員会 議事概要

日 時 令和2年2月12日(水) 10時00分～11時00分

会 場 東区役所 31会議室

出席者 交通安全委員：大軒 孝幸、齋藤 國弘、齋藤 宣男、齋藤 孝明、佐藤 公治、  
高橋 和美、田中 充

事務局 区振興課：沼野 恵樹、梅尾 友里奈

配布資料 次第、令和元年度交通安全委員会活動報告、事故件数推移(H25～R1)、  
人身事故発生状況(東区)、交通安全情報(R2年1月の死亡事故発生情報)

### 1 今年度の活動を振り返って

- 大軒委員長より、資料(活動報告)により今年度の活動内容について報告
- 事務局より、令和2年1月の交通死亡事故の発生状況について情報提供

### 2 次年度に向けて(令和元年度の振り返り含む)

- ・高齢者等の足となる公共交通事情があまりよくない現状の検討が必要。
- ・(区の再編以前に)今後さらに進む高齢者の交通安全対策の検討が先に必要。
- ・次年度は、交通安全委員会の今年度の内容を継承しつつも、毎年の繰り返しにならないように、新たなことを取り入れて(取り組んで)いくとよい。
- ・浜松の面積や人口、道路状況などから考えると、事故が多くても仕方ないとも思うので、地道な活動で1件1件減らしていくしかない。
- ・東警察署員を定期的に呼ぶなど、警察も巻き込むとよい。
- ・死亡事故現場の見学は意義深いものだった。
- ・自動車整備組合等の車と関係の深い団体等との意見交換をやってみるのはどうか。
- ・上記のことを踏まえ、次年度の活動の詳細は、新たな委員により次年度の1回目で話し合う。

# 浜松東署管内の交通事故日報

## 1 発生状況

(令和 2年 1月31日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	10		10	151	1	206	151	1	206
増減率	0.0		-4	-27	1	-31	-27	1	-31
			-28.6	-15.2		-13.1	-15.2		-13.1

## 2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	2		2	32	1	53	32	-1	1	53
主要地方道	1		1	15		15	15	3		15
一般県道				6		6	6	-26		6
市町村道	6		6	88		118	88	-2		118
その他	1		1	10		14	10	-1		14

## 3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
浜松市									
中区	14		18	14	-5			18	-10
東区	84		108	84	-24			108	-42
南区	53	1	80	53	2	1	1	80	21

## 4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		1	1	-1
中型車		3	3	
準中型車		3	3	1
普通車	10	134	134	-18
二輪車		2	2	-8
自転車		7	7	1
歩行者				
その他				

注：不明は除く

## 5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	5	86	86	4
管外	5	58	58	-27
管内		6	6	
管外				

注：不明は除く

## 6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下				
16~19歳		6	6	-1
20~24歳	1	20	20	-2
25~29歳	2	15	15	3
30~39歳	1	18	18	-11
40~49歳	1	27	27	-11
50~59歳		21	21	-1
60~64歳	1	10	10	3
65歳以上	4	33	33	-5
不明		1	1	-2

## 8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				1		1	1	-6			1	-6
園児				4		5	4	3			5	4
小学生				3		4	3	-2			4	-1
中学生												
高校生				9		9	9	2			9	2
高齢者	5	2		47		28	47	-7			28	
高齢運転	4	4		31	1	39	31	-6	1	1	39	-4
歩行者	1	1		9		9	9	1			9	1
自転車	2	2		25		25	25	3			25	3
原付車	1	1		8		10	8	-5			10	-4
自二車				6	1	6	6	-14	1	1	6	-17
ヤング	1	1		22		32	22	-4			32	2
若者起因	3	3		37		51	37	-1			51	2
初心者				4		8	4	-4			8	-3
無免許												
飲酒												
交差点	3	3		72	1	96	72	-13	1	1	96	-14

## 7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
対面通行中		2	2	1
横断歩道		3	3	
その他	1	2	2	1
その他		2	2	-1
小計	1	9	9	1
正面衝突		1	1	1
追突	6	52	52	-13
出合頭		52	52	-12
追越すれ違い時		1	1	
その他	2	21	21	2
その他	1	15	15	-3
小計	9	142	142	-25
車両単独				-3
踏切				
合計	10	151	151	-27

## 令和元年度 第6回東区協議会地域防災委員会 活動報告

開催日 令和2年2月25日(火) 午後1時30分から午後3時30分  
開催場所 長上協働センター 料理室  
出席者 森和彦委員長、村木克郎委員、河合洋子委員、河合よしの委員、  
小池太江子委員、鈴木洋次委員、藤田昌良委員  
事務局 井田正人、大隅秀明、杉森保雄、枝窪圭人

### 1 パッククッキングの体験

パッククッキングとはポリ袋に食材を入れて、湯煎する調理方法である。パッククッキングについての説明を行った後、実際に委員に調理、試食していただいた。

(委員からの意見)

ア ライフラインが使えなくても調理可能であり、衛生的、ごみも最小限に抑えることが出来るなど、災害時に有用な調理方法であることが分かった。

### 2 防災リーフレットの調整

前回の地域防災委員会から修正した点を説明し、内容の確認をお願いした。

また今回の地域防災委員会にて、リーフレットの最終確認を行い、いただいた修正案を基に最終案とする。今後は3月の区協議会での報告や市民への配布を予定している。

(委員からの意見)

ア 修正点は特に無い。今回にてリーフレットは完成で良い。また3月の区協議会では、作成したことを紹介するだけでなく、出席者の皆さんにもリーフレットを折っていただくなど、どのように使用するのかが知ってもらいたい。

イ 作成して満足するのではなく、どのように活用していくかが重要だと思う。他課に配布、配架を依頼するなど、活用の幅を広げていきたい。

### 3 令和元年度 地域防災委員会の活動報告について

今年度の地域防災委員会での活動や、次年度の活動予定について報告した。また、取りまとめたものを「令和元年度 地域防災委員会の活動報告」として、3月の区協議会にて報告いただくよう森委員長に依頼した。

(委員からの意見)

ア 「してもらおう防災」から「する防災」に意識を変えることが重要だと学んだ。

イ 1年を通して、様々な経験や体験をさせていただいた。今後は私たちが体験したことを、発信していくことが大事だと思う。

ウ 災害時、行政や自治会が出来ることは限られている。自分の身は自分で守らなければならないことを啓発していく必要がある。

## 第6回地域福祉委員会 議事概要

日時 令和2年2月10日(月) 13:27~14:30

会場 東区役所3階 33会議室

出席者 石津幸子、熊岡邑子、杉本ともえ、鈴木祐一、高井 昭、村松信子(50音順・敬称略)  
大隅則男 社会福祉課長、青野守弘 長寿保険課長、野沢和好 健康づくり課長

事務局 吉垣幸和、長谷川光洋

### 1 議事

○今年度の活動まとめについて

今年度の活動を振り返り、各委員より感想や今後に向けての意見交換を行った。委員からの意見を踏まえ、今年度の活動報告にて、まとめを掲載する。

- ・今年度の活動の中で、地域包括支援センターさぎの宮の視察が印象に残っている。(地域包括支援センターの事務局が入っている施設が)高齢者の施設という印象があったが、いろいろな世代の方が利用していることに驚いた。
- ・東区の地域包括支援センターは、高齢者施設の中に事務局が入っているため、相談するには、その高齢者施設に入ることが前提でないと相談できないと誤解をしている方も多いと聞いている。
- ・地域包括支援センターは、高齢者には知られてきているが、一般の方には理解が進んでいないように感じられる。
- ・地域包括支援センターは、地域の拠点として学童や障害者の受け入れなど幅広く開かれている印象だが、蒲地区にはセンターが無いいため、少し利用しづらい。逆にセンターが遠いためかサロン活動が活発である。
- ・今後、サロン活動は今以上に必要になってくると感じている。
- ・地域ケア会議でサロン活動について一覧表にしたものを配布してもらい、自分の家から近いところのサロンがどこかなど知ることができ、ありがたい。
- ・サロン活動に補助金を交付してくれる制度があるが、手続きが煩雑なため利用するのが難しい。
- ・長上ではサロン活動をしたくても、人を集めるのも大変である。カラオケをすることで集まってもらおうとしていたが、機械が故障して修理代を出すことができず、話が進まなくなってしまった。
- ・サロン活動に認知症の方を入れてほしいという話がある。これまで一緒に活動していた人が認知症になった場合には、気心のしれた者同士ということで対応できるが、初めて参加する方が認知症の場合、どのように接するべきかわからず難しい。
- ・地域で家事支援としてごみ出しを行っているが、地域でごみの回収日が異なっていたり、分別が難しかったりして、ボランティア活動を引き受けてくれる人にとって負担が大きい。

### 2 その他

今年度の活動報告については、3月の協議会時に報告予定

# ユニバーサルデザイン（UD） の実践

---

東区・区振興課 地域振興グループ  
令和2年2月27日

1

ユニバーサルデザインとは？

---

## ユニバーサルデザインとは？

Universal + Design

すべての

デザイン、設計

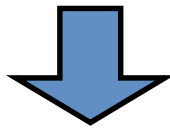


直訳すると..

『すべてのデザイン（設計）』

2

## ユニバーサルデザインとは？



年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、すべての人が安心・安全で快適に暮らすことができる社会をつくっていきましょう！

という考え方のこと。

3

### バリアフリーとは？

#### ■ バリアフリーとは..

高齢者や障がい者、ベビーカー使用者等が不便を感じないで生活ができるように障壁を除去すること。  
もともとは建築用語として登場し、建物内外の段差解消等の意味合いが強いが、現在では、社会的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも使われている。

#### ■ バリアフリーとUDの違い..

バリアフリーは、使いにくいと感じる人のために、社会にある不便さを無くすよう障壁を除去すること。  
一方、UDは、はじめから誰もが使えるように設計すること。

#### ■ バリアフリーとUDは..

両者は、異なる考え方で生まれたものだが、「こころのやさしさや思いやり」という発想は共通である。

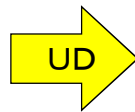
4

## 例) 市役所

- ・旧本庁舎の玄関は、階段を使って最短距離で玄関まで行くことが出来たが、車いす使用者等はスロープを使用。大回りしなければ玄関にたどりつけなかった（バリアフリー）。
- ・現在は、階段をやめて緩やかな傾斜のスロープにしたことで、車いす使用者等もみんなと同じ方法で玄関に行くことができる（UD）。



●バリアフリー化された玄関前



●ユニバーサルデザインの視点で整備された玄関前 5

## 浜松市の取組み

浜松市では、平成15年4月1日に「**浜松市ユニバーサルデザイン条例**」を施行

【**基本理念**】ユニバーサルデザインによるまちづくりは、すべての人がお互いの立場を理解し、尊重し合い、さらに市民や事業者、市が協働して、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を図る。



浜松市では、基本理念の具現化に向け、色々な取組みを行っている。



浜松市の取組みの一部を紹介！

## ① 学校教育における取組み(条例第12条関係)

学校教育に携わる者は、UDによるまちづくりを推進するためには教育が重要であることを認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、UDに配慮した教育を行うよう努める。



### ■ ユニバーサルデザイン (UD) 学習資料の配布

- ・ 小学校4年生、中学校1年生の全員に配布

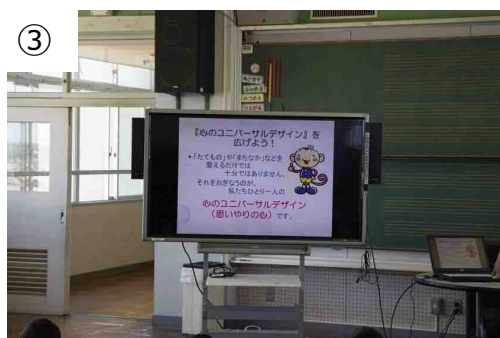
### ■ ユニバーサルデザイン (UD) 出前講座

- ・ 学校からの申し込みにより出前講座を実施  
主に小学校4年生を対象に、市全体で毎年55校～60校で実施され、東区では毎年8校～10校程度で実施

7

### ◇UD出前講座の様子

(①基礎講座 → ②UD製品体験 → ③まとめ)



8



## ② 公共施設等の整備(条例第15条関係)

市が設置する公共建築物等の新築・改築等をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようUDに基づき整備するものとする。  
あらかじめUDの観点から利用者等の意見を聴くものとする。



### ■ 公共建築物ユニバーサルデザイン指針策定

- ・公共建築物の新築・改築等の際に、UDとして配慮すべき指針 (H17.3 策定)

### ■ 東区役所 (新築)

- ・平成19年4月1日に開所した東区役所は、設計段階から、いろいろな立場の方の意見を聴いて反映させた。普段、何気に見たり触れたりしているものが、UDに考慮されたものとなっている。

9

## ◇ 東区役所のUDの一部

①わかりやすい案内看板



紺色の看板に白字で書かれた看板。遠くからでもわかりやすい。ひらがな、英語、ポルトガル語の表記もある。

②2段手すり



高さの違う二段の手すりが付いている。こどもから大人まで、自分の高さにあった手すりを利用することができる。

③多機能トイレ



ベビーシートやオストメイト対応の設備などを完備。車いす利用者やベビーカー利用者が利用しやすいよう十分な広さがある。

④車いす使用者用駐車場と思いやり駐車場



車いす使用者や高齢者、妊婦などのために設けられた駐車場。それぞれ3台ずつ用意されている。

⑤エレベーター



手すりや鏡、音声による案内もある。ボタンは見やすく位置も上下に2つあり誰にでも押しやすくなっている。

⑥ピクトグラムによる表示



絵文字で表示することで、外国人や子どもにもわかりやすくなっている。

## ■ ピクトグラムとは..

一般的に「絵文字」や「絵単語」などと呼ばれ、何かの情報や注意を示すために表示される視覚記号の一つで、背景と図に差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現するもの。  
様々なマークが数多く存在する。

## ■ ピクトグラムのメリットは..

- ・ 文字が読めなくても理解しやすい
- ・ 単純化された絵柄なので遠くからでも認識しやすい
- ・ 「赤=危険」など、色によって感覚的に認識できる

## 余談..ピクトグラムが使われることとなった由来

日本では、1964年の東京オリンピック開催時に、外国語によるコミュニケーションが苦手な日本人と外国人の間を取り持つために、開発、取り入れられたのが始まりで、1980年代以降、広く使われるようになった。ピクトグラムを世界に広めたのが日本。

11

**いろいろなピクトグラム**

ピクトグラムとは、言語を使わずに絵で情報を伝えるものじゃ。私たちの暮らしの中には、たくさんのピクトグラムが使われているのじゃ。ここに集めているピクトグラムは、日本工業規格(JIS)で認定されているピクトグラムじゃ。ピクトグラムがあるって、どんな時に便利かな？よく見るピクトグラムはどれかな？身の回りにはどんなピクトグラムを探してみようじゃ！

### ■ 公共・一般施設

案内所	情報コーナー	病院	救護所	警察	お手洗い	男子	女子	身障者用設備	車いすスロープ
飲料水	喫煙所	チェックイン/受付	忘れ物取扱所	ホテル/宿泊施設	きっぷうりば	手荷物精算所	コインロッカー	休憩所/待合室	ミーティングポイント
銀行・両替	キャッシュサービス	郵便	電話	FAX	カート	エレベーター	エスカレーター	階段	乳幼児用設備
クローク	更衣室	更衣室(女子)	シャワー	浴室	水飲み場	くず入れ	リサイクル品回収施設		

### ■ 交通施設

飛行機/空港	鉄道/駅	船舶/フェリー/港	ヘリコプター/ヘリポート	バス/バスのりば	TAXI	タクシー/タクシースタンド	レンタカー	自転車	ロープウェイ	ケーブル鉄道
P	出発	到着	乗り継ぎ	手荷物受取所	税関/荷物検査	出国手続/入国手続/検疫/審査審査				

### ■ 商業施設

レストラン	喫茶・軽食	バー	ガソリンスタンド	会計
-------	-------	----	----------	----

### ■ 観光・文化・スポーツ施設

展望地/業務地	陸上競技場	サッカー競技場	野球場	テニスコート	海水浴場/プール	スキー場	キャンプ場	温泉
---------	-------	---------	-----	--------	----------	------	-------	----

### ■ 安全

消火器	SOS	SOS	広域避難場所	避難所	津波避難場所	津波避難ビル	堤防	洪水
-----	-----	-----	--------	-----	--------	--------	----	----

### ■ 禁止

一般禁止	禁煙	火気厳禁	進入禁止	駐車禁止	自転車乗り入れ禁止	立ち入り禁止	走るな/かけ込み禁止	さわらな	捨てるな
飲めない	携帯電話使用禁止	電子機器使用禁止	撮影禁止	フラッシュ撮影禁止	ベビーカー使用禁止	遊泳禁止	キャンプ禁止		

### ■ 注意

一般注意	障害物注意	上り段差注意	下り段差注意	滑面注意	転落注意	天井に注意	感電注意	津波注意
------	-------	--------	--------	------	------	-------	------	------

### ■ 指示

一般指示	静かに	左側に並ぶ	お立ちください	二列並び	矢印
------	-----	-------	---------	------	----

### ■ 日本工業規格(JIS)以外で知ってほしいピクトグラム

**オストメイト**

※オストメイト(癌や事故などにより消化管や尿管が塞がれたため、腹部などに挿入のための開口部(人工肛門・人工膀胱)を造設した人)のことをいいます。多目的トイレでこのピクトグラムを見かけたら、オストメイト用設備のあるトイレです。

~ピクトグラム参照:公益社団法人 日本オストメイト協会~

## ■ ピクトグラムの活用事例①…

### ◇ 東区役所内のピクトグラム

・ 非常口



・ トイレ (男子・女子・多目的)



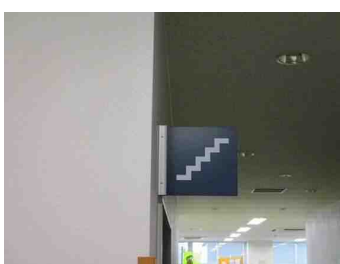
・ エレベーター



・ 電話



・ 階段



・ 水飲み場・自販機コーナー



## ■ ピクトグラムの活用事例②…

### ◇ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ブラジル選手団受入れ 及び事前合宿会場のピクトグラム設置事業

令和2年度は、ブラジルホストタウンとして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に出場するブラジル選手団の事前合宿を浜松アリーナなど市内11施設で受け入れる。

受け入れにあたり、受け入れ施設の「ピクトグラム」を、海外の方にもわかりやすいよう、ISO（国際規格）に合わせたものに変更した。

	駐車場	手荷物受取所	救護所	乗り継ぎ	ベビーケアルーム
現行 (日本工業規格)					
ISO (国際規格)					

## ■ ユニバーサルデザインには…

### ① 「ユニバーサルデザインに配慮された製品」等

施設に関するもの以外に、以下のようなUD製品等がある。

<一例>



## ■ ユニバーサルデザインには…

### ② 「ユニバーサルデザインフード」

UDに配慮されたものには、施設や製品等に関するもの以外に、日常の食事から介護食まで幅広く使え、食べやすさに配慮した食品「ユニバーサルデザインフード」というものもある。

<一例>



## ■令和2年度 地域力向上事業（助成）

市内で活動する団体が主体的に取り組む事業に対し、補助金を交付

- ・ 応募資格：市内で活動する3人以上で構成された法人や団体
- ・ 募集事業：公益性があり東区内で実施する事業
  - ①地域コミュニティづくり
  - ②安全安心な地域づくり
  - ③生活改善及び生活環境の向上
  - ④文化・スポーツ・生涯学習の振興
  - ⑤健康・福祉の向上
  - ⑥地域の特性を活かしたまちづくり
- ・ 補助金額：補助対象経費の2分の1以内  
※事業採択が2回目は40%以内、3回目は25%以内
- ・ 事業期間：令和2年度中に事業を終了

**皆さまの所属する団体やお知り合いに、区の特性を活かした上記の事業等を計画している団体等がいましたら、本助成制度を紹介いただくとともに、区振興課へご案内ください。**





# 感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ① 手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



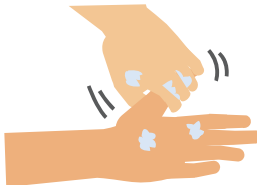
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



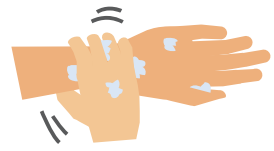
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ② 咳エチケット

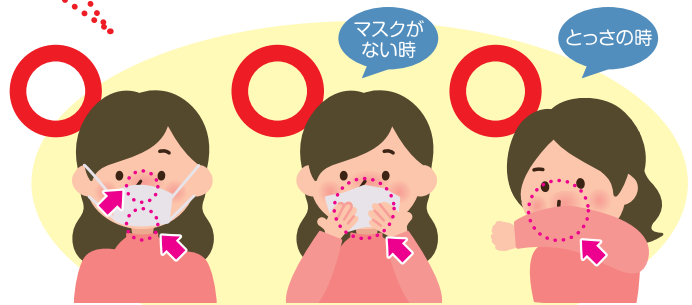
### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

浜松市帰国者・接触者相談センター ☎053-453-6118  
(浜松市保健所生活衛生課)



# 新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

**Q1** 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

**A** 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

**Q3** 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

**A** 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

**Q4** 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

**A** 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

**Q6** 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

**A** 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

**Q2** 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



**A** 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



- ・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。
- ・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

**Q5** 感染予防のためにできることはなんですか？

**A** 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

**Q7** 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

**A** 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

